

保国発第0328001号
平成20年3月28日



都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課長



被用者保険の被保険者が後期高齢者医療の被保険者となることに伴う
被扶養者の国民健康保険の資格取得手続き等に関する対応等について

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）については、平成20年4月1日の一部施行に伴い、新たに後期高齢者医療制度が創設されることとなっているところであるが、被用者保険の被保険者がこの制度の被保険者となった場合には、その被扶養者も同時に被用者保険の資格を喪失することとなり、国民健康保険等に加入することとなる。

このたび、当該被扶養者が国民健康保険に加入することとなる場合における適用事務等を円滑に行う観点から、別添1の通知を社会保険庁運営部医療保険課長あてに、また別添2の通知を各健康保険組合理事長あてに送付し、国民健康保険の資格取得手続き方法の周知等や被用者保険の資格喪失証明書に準ずる書類の喪失見込みでの交付などについて、特段の配慮を求めたところであるので、貴管内保険者への周知方お願いしたい。

また、被用者保険の被保険者が後期高齢者医療の被保険者となることに伴う被扶養者の国民健康保険の資格取得手続き等に関するQ&Aを別添3のとおりまとめたので、貴管内保険者における事務の取扱いに遺漏のないよう配意されたい。

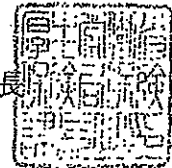
(別添1)

保保発第0327001号
保国発第0327002号
平成20年3月27日



社会保険庁運営部医療保険課長 殿

厚生労働省保険局保 険 課 長



国民健康保険課長



被用者保険の被保険者が後期高齢者医療の被保険者となることに伴う
被扶養者の国民健康保険の資格取得手続等に関する照会対応等について

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）については、平成20年4月1日の一部施行に伴い、新たに後期高齢者医療制度が創設されることとなっているところであるが、被用者保険の被保険者がこの制度の被保険者となる場合には、その被扶養者も同時に被用者保険の資格を喪失することとなり、国民健康保険等に加入することとなる。

については、当該被扶養者が国民健康保険に加入することとなる場合における適用事務等を円滑に行う観点から、下記について特段の御配慮をお願いしたい。

記

1. 被扶養者等からの国民健康保険の資格取得手続に関する照会への対応について

被用者保険の被保険者若しくは被扶養者又は被保険者であった者若しくは被扶養者であった者（以下「被保険者等」と総称する。）より、被用者保険の資格喪失後の国民健康保険の加入手続について照会があった場合には、以下の2点について御説明いただくようお願いしたい。

① 被用者保険の被保険者が後期高齢者医療の被保険者となる場合には、その被扶養

者も同時に被用者保険の資格を喪失することとなるため、国民健康保険等に加入することとなるが、この場合には、住所地の市町村（国民健康保険所管課）にて資格取得の手続が必要となること。

- ② 当該資格取得の手続の際には、市町村において、被用者保険の資格を喪失した旨の確認を行う必要があるため、原則として資格取得の届書に添えて、被用者保険の保険者が被保険者であった者又は被扶養者であった者からの申請に基づき発行する資格喪失を証明する書類（以下「資格喪失証明書」という。）の提出が必要となること。

なお、被保険者等が被用者保険の資格を喪失したにもかかわらず、資格喪失証明書が当該被保険者等に交付されるまでに時間を要するなどの場合においては、住所地の市町村（国民健康保険所管課）に相談すること。

2. 資格喪失証明書への喪失理由の記載について

国民健康保険では、被用者保険の被保険者が後期高齢者医療の被保険者となった場合で、その被扶養者であった65歳以上75歳未満の者（以下「旧被扶養者」という。）が国民健康保険に加入する場合、加入後2年間は保険料を軽減する措置を講じることとしているところ（別紙参照）であるが、その実施のためには、当該者が旧被扶養者であるかどうかを市町村において確認する必要がある。

については、市町村における旧被扶養者に係る保険料の軽減措置の実施を円滑に行う観点から、被保険者等からの申請に基づき発行する資格喪失証明書に『（被保険者が）後期高齢者医療の被保険者となったため』などの喪失理由の記載をお願いしたい。

3. 資格喪失証明書に準ずる書類の交付について

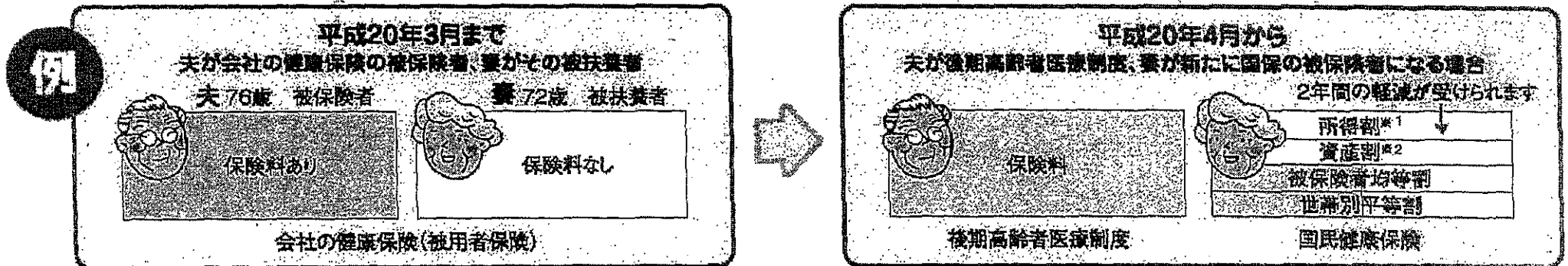
資格喪失証明書について、対象となる被保険者等より事前に交付申請等（照会など）があった場合には、被扶養者又は被扶養者であった者の国民健康保険の資格取得手続を円滑に行う観点から、事業主からの資格喪失届及び異動届等の提出を待たずに、75歳の誕生日をもって資格喪失証明書に準ずる書類（例えば、その書類を交付する時点での喪失見込みの証明など）を交付していただくよう御配慮をお願いしたい。

また、対応準備が整うようであれば、75歳到達により被用者保険の資格を喪失することが見込まれる者に対して、被扶養者に係る国民健康保険の加入手続の案内を実施することや、被保険者等から交付申請が無くとも、75歳到達日前に資格喪失証明書（又はそれに準ずる書類）を事業主経由で交付することなどの御配慮をお願いしたい。

75歳以上の方が会社の健康保険などの被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その扶養家族である被扶養者の方(65~74歳)が新たに国民健康保険に加入することになる場合

●申請により保険料(税)の軽減が受けられます

新たに国民健康保険に加入し、国保保険料(税)を納めていただくことになった方については、市区町村の窓口申請いただければ、2年間、所得や資産に応じてご負担いただく保険料(税)が免除されるとともに被保険者1人当たりでご負担いただく保険料(税)が半額となり、さらに、被保険者が1人の場合などには、世帯ごとにご負担いただく保険料(税)も半額になります。



※1 所得割…所得に応じてご負担いただく保険料(税)

※2 資産割…資産に応じてご負担いただく保険料(税)

(別添2)



保保発第0327002号
保国発第0327003号
平成20年3月27日

各健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局保 険 課 長



国民健康保険課長



被用者保険の被保険者が後期高齢者医療の被保険者となるに伴う
被扶養者の国民健康保険の資格取得手続等に関する照会対応等について

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）については、平成20年4月1日の一部施行に伴い、新たに後期高齢者医療制度が創設されることとなっているところであるが、被用者保険の被保険者がこの制度の被保険者となる場合には、その被扶養者も同時に被用者保険の資格を喪失することとなり、国民健康保険等に加入することとなる。

については、当該被扶養者が国民健康保険に加入することとなる場合における適用事務等を円滑に行う観点から、下記について特段の御配慮をお願いしたい。

記

1. 被扶養者等からの国民健康保険の資格取得手続に関する照会への対応について
被用者保険の被保険者若しくは被扶養者又は被保険者であった者若しくは被扶養者であった者（以下「被保険者等」と総称する。）より、被用者保険の資格喪失後の国民健康保険の加入手続について照会があった場合には、以下の2点について御説明いただくようお願いしたい。
① 被用者保険の被保険者が後期高齢者医療の被保険者となる場合には、その被扶養

者も同時に被用者保険の資格を喪失することとなるため、国民健康保険等に加入することとなるが、この場合には、住所地の市町村（国民健康保険所管課）にて資格取得の手続が必要となること。

- ② 当該資格取得の手続の際には、市町村において、被用者保険の資格を喪失した旨の確認を行う必要があるため、原則として資格取得の届書に添えて、被用者保険の保険者が被保険者であった者又は被扶養者であった者からの申請に基づき発行する資格喪失を証明する書類（以下「資格喪失証明書」という。）の提出が必要となること。

なお、被保険者等が被用者保険の資格を喪失したにもかかわらず、資格喪失証明書が当該被保険者等に交付されるまでに時間を要するなどの場合においては、住所地の市町村（国民健康保険所管課）に相談すること。

2. 資格喪失証明書への喪失理由の記載について

国民健康保険では、被用者保険の被保険者が後期高齢者医療の被保険者となった場合で、その被扶養者であった65歳以上75歳未満の者（以下「旧被扶養者」という。）が国民健康保険に加入する場合、加入後2年間は保険料を軽減する措置を講ずることとしているところ（別紙参照）であるが、その実施のためには、当該者が旧被扶養者であるかどうかを市町村において確認する必要がある。

については、市町村における旧被扶養者に係る保険料の軽減措置の実施を円滑に行う観点から、被保険者等からの申請に基づき発行する資格喪失証明書に『（被保険者が）後期高齢者医療の被保険者となったため』などの喪失理由の記載をお願いしたい。

3. 資格喪失証明書に準ずる書類の交付について

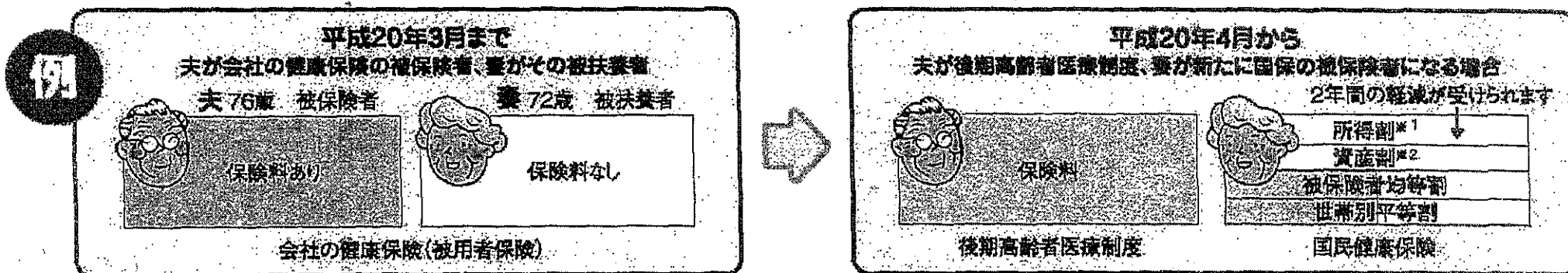
資格喪失証明書について、対象となる被保険者等より事前に交付申請等（照会など）があった場合には、被扶養者又は被扶養者であった者の国民健康保険の資格取得手続を円滑に行う観点から、事業主からの資格喪失届及び異動届等の提出を待たずに、75歳の誕生日をもって資格喪失証明書に準ずる書類（例えば、その書類を交付する時点での喪失見込みの証明など）を交付していただくよう御配慮をお願いしたい。

また、対応準備が整うようであれば、75歳到達により被用者保険の資格を喪失することが見込まれる者に対して、被扶養者に係る国民健康保険の加入手続の案内を実施することや、被保険者等から交付申請が無くとも、75歳到達日前に資格喪失証明書（又はそれに準ずる書類）を事業主経由で交付することなどの御配慮をお願いしたい。

75歳以上の方が会社の健康保険などの被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その扶養家族である被扶養者の方(65~74歳)が新たに国民健康保険に加入することになる場合

●申請により保険料(税)の軽減が受けられます

新たに国民健康保険に加入し、国保保険料(税)を納めていただくことになった方については、市区町村の窓口申請いただければ、2年間、所得や資産に応じてご負担いただく保険料(税)が免除されるとともに被保険者1人当たりでご負担いただく保険料(税)が半額となり、さらに、被保険者が1人の場合などには、世帯ごとにご負担いただく保険料(税)も半額になります。



※1 所得割…所得に応じてご負担いただく保険料(税)
※2 資産割…資産に応じてご負担いただく保険料(税)

被用者保険の被保険者が後期高齢者医療の被保険者となるに伴う
被扶養者の国民健康保険の資格取得手続き等に関するQ & Aについて

平成20年4月からの後期高齢者医療制度の創設に伴い、被用者保険の被保険者が後期高齢者医療の被保険者となった場合、その被扶養者も同時に被用者保険の資格を喪失することとなり、国民健康保険等に参加することとなりますが、当該被扶養者が国民健康保険に参加する場合における資格取得手続き等に関する疑義を別添のとおりまとめましたので、適宜ご対応いただくようお願いいたします。

Q1 後期高齢者医療制度の創設に伴い、被用者保険の被保険者が後期高齢者医療の被保険者となり、その被扶養者が国民健康保険に参加する場合、資格取得手続きの際には、当該者（以下「国保移行被扶養者」という。）が被用者保険の資格を喪失した旨の確認を行う必要があるが、確認事務はどのように行うべきか。資格喪失を証明する書類（以下「資格喪失証明書」という。）などの提示を資格取得手続きの際に求めることにより行うこととなるのか。

A1

質問の場合における資格を喪失した旨の確認については、原則として、被用者保険の被保険者が、被保険者又は被保険者であった者からの申請に基づき発行する資格喪失証明書などの提示を資格取得手続きの際に求めることにより行うこととなる。

平成20年2月1日付け事務連絡『「旧被扶養者」に係る条例減免について』の4④で調整中としていた被用者保険の被保険者の資格喪失証明書の交付に関しては、原則として、これまでの取扱いどおり、被保険者であった者等からの申請に基づき、被用者保険の被保険者から発行されることとなるが、被扶養者又は被扶養者であった者の国民健康保険の資格取得手続きを円滑に行う観点から、各被用者保険の被保険者には、事前に交付申請等（照会など）があった場合には、事業主からの資格喪失届及び異動届等の提出を待たずに、75歳の誕生日をもって資格喪失証明書に準ずる書類（例えば、その書類を交付する時点での喪失見込みの証明など）を交付すること、また、対応準備が整うようであれば、75歳到達により被用者保険の被保険者資格を喪失することが見込まれる予定者に対して、被扶養者に係る国民健康保険の加入手続き等の案内を実施することや、被保険者等から交付申請が無くとも、75歳到達日前に資格喪失証明書に準ずる書類を事業主経由などで交付することなどの配慮をお願いしているところ。

なお、各被用者保険の被保険者より資格喪失証明書に準ずる書類が交付され、それに基づき資格取得届の受理を行った場合には、後日改めて資格喪失証明書を提出する必要はないものとして取り扱って差し支えない。

Q 2 資格喪失証明書には、国保移行被扶養者と分かるような資格喪失の理由を記載してもらえるのか。65歳以上の国保移行被扶養者については、緩和措置として条例減免を行うこととしているが、その適用の判断を行う必要があるため、是非記載をお願いしたい。

A 2

資格喪失証明書の喪失理由については、被用者保険の保険者に対し、「(被保険者が)後期高齢者医療の被保険者となったため」などの記載をしていただくよう、協力依頼を行っているところである。

Q 3 被用者保険の保険者に資格喪失証明書の交付を申請し、発行を受けてから国保の資格取得手続きを行うとすると、国保の被保険者証の交付までに数週間かかると思われるが、被用者保険の資格喪失日以後、速やかに資格取得手続きができるような方法はないか。

A 3

原則としては、被用者保険の資格喪失などによる現行の国保加入手続きと同様、資格喪失日以後に資格喪失証明書などの確認を行った上での処理手順となる。

ただし、市町村において、国保移行被扶養者に係る被用者保険の資格喪失日を被保険者であった者の生年月日や被用者保険の被保険者証などから判断でき、また、確実に国保に加入するものと判断できる場合は、後日資格喪失証明書を提出いただくことを前提に、資格取得届を受理の上、被保険者証を交付することはやむを得ないものとする。

* 届出を受理する際には、世帯主に対し、届出内容に変更があった場合は速やかに市町村に申し出ることに付いて、十分な周知・確認をおこなうことが必要。

Q 4 資格取得届を被用者保険の資格喪失日以前に事前申請として受理することは認められるか。

A 4

国保の資格取得届は、原則として、被用者保険の資格喪失を確認した後に受理することとなるため、事前申請を受理することはできないものであるが、市町村において、被用者保険の資格喪失後に確実に国保に加入するものと判断できる場合は、事実上受付をし、資格喪失日に受理扱いとする取扱いをすることはやむを得ないものとする。